

2020年
12月4日号

プロ野球選手の年俵交渉の法的課題と今後の選手代理人の役割

執筆者: 平尾 覚、稲垣 弘則、北住 敏樹

* 本ニューズレターは、2020年12月2日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

1. はじめに

本年度のプロ野球では、11月下旬より、各球団においていわゆる契約更改が開始されています。本年度の交渉は、新型コロナウイルスの拡大により、球団及びそのオーナー企業の経営に影響が生じており、また、来シーズンの試合の開催状況への影響が懸念されている中で、これらが選手の年俵にどのように反映されるかが大きな焦点となっています。

2020年10月末に、日本プロ野球選手会から12球団に対して、球団側が来シーズンの年俵の一律の減俵を一方的に決めないこと、選手に対して経営資料を開示して丁寧な説明を行うこと等を求める要望書(以下「本要望書」といいます。)が提出され¹、同年11月9日、日本野球機構(NPB)は一律の減俵は行わない旨を回答しています²。

そのような中で、中日ドラゴンズでは、同年11月27日時点で、複数の選手について、球団側から増額提示がなされたものの、他の球団の契約更改結果をみて判断したいとの理由で保留したことが報道されています³。

一方で、球団の中には、新型コロナウイルスの影響で試合数が削減された場合に選手との減額に関する協議の場を設ける特約条項を入れることを検討している球団も存在するようです⁴。

この点に関し、球団と選手との間の年俵に関する契約については、2018年2月15日に公表された「人材と競争政策に関する検討会 報告書」(以下「本報告書」といいます。)により、優越的地位にある球団が課す制度・義務等が選手に対して不当に不利

¹ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201030/k10012689321000.html>

² <https://hochi.news/articles/20201102-OHT1T50283.html>

³ <https://www.tokyo-sports.co.jp/baseball/npb/2453055/>

その後、日本プロ野球選手会は2020年11月28日に中日ドラゴンズに対して、査定方法の事前説明が二転三転したり不十分な点があったりしたことを指摘する抗議文を発送しています(<https://news.yahoo.co.jp/articles/825d5de72b3e1a864cfdc7d98f913d4ca1ca95c7>)。

⁴ <https://www.sanspo.com/baseball/news/20201127/gol20112705010002-n1.html>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

益を与える場合には、独占禁止法上問題となり得る場合があることが明らかとなりました。

本稿では、プロ野球における年俵交渉に関する制度について解説すると共に、本報告書を踏まえて球団側が留意すべき独占禁止法上の問題点、そして、年俵交渉において選手代理人が果たすべき役割について概観します。

2. プロ野球の年俵交渉について

(1) 制度の概要

通常、プロ野球における1軍選手の契約更改は毎年11月上旬頃から実施されていますが、本年度は、新型コロナウイルスの影響によりやや遅れて11月下旬から各球団が開始しています。

プロ野球の運営等に関するルールは野球協約において定められていますが、野球協約上、契約更改は「契約更新」(日本プロフェッショナル野球協約2017⁵(以下「野球協約」といいます。))49条)として定められており、同条では「球団はこの協約の保留条項に基づいて契約を保留された選手と、その保留期間内に、次年度の選手契約を締結する交渉権を持つ。」と規定されています。

保留条項は野球協約第9章以下に定められていますが、球団は、毎年11月30日以前に、次年度の契約締結の権利を保留する選手を含めた全保留選手名簿をコミッショナーに提出することになっています(野球協約66条1項)。当該全保留者名簿は、毎年12月2日にコミッショナーを通じて公示されます(野球協約67条1項)。

野球協約上、選手の年俵は「参稼報酬」と呼ばれており、球団は選手との間で締結した選手契約に基づき、統一契約書に表示された参稼報酬を支払うことになっています(野球協約87条)。そして、①当該年度の年俵が1億円を超える選手は40%まで、②当該年度の年俵が1億円以下の選手は25%までを限度として減額でき、③いずれの場合も選手が同意をした場合には、1億円を超える選手は40%以上、1億円以下の選手は25%以上の減額が可能となります(野球協約92条)。実務上、当該減額に関する制限は「減超制限」と呼ばれており、減超制限を超える年俵減額の提示(以下「減超提示」といいます。)は日本選手権シリーズの最終日の翌日頃までに行われているようです。

そして、減超提示に対する選手の同意の状況を踏まえ、球団は上記の全保留者名簿を提出し、当該全保留者名簿に記載されない選手は12月2日に自由契約選手として公示され、自由契約(選手契約が無条件解除)となります(野球協約69条)⁶。

他方で、契約を保留された選手との契約更新に関しては、統一契約書上、球団が選手と次年度の選手契約の締結を希望する場合には、契約を更新する権利を有する旨規定されています(2017年度版統一契約書様式⁷(以下「統一契約書」といいます。))31条)。この点に関し、統一契約書上、球団は選手に対して、「選手の2月1日から11月30日までの稼働に対する参稼報酬を支払うことになっていますが、契約期間は1年と考えられています⁸。契約更改の交渉期間中に、来年度の年俵等について「合意」に達すれば契約が更新されることとなります。選手が球団から提示された年俵金額等の次年度の契約条件に対して同意をしなかった場合には、上記の「合意」に向けた交渉となりますが、当該交渉中の状況を指して報道等では「保留」と表現されています。

(2) 年俵の減額に関する動向について

MLBでは、新型コロナウイルスの影響によりシーズン開始が大幅に遅れた結果、試合数が162試合から60試合に削減され、2020年度の選手の年俵(基本給)は、試合数に按分される形で一律に63%減額されています⁹(以下「本件MLB減俵」といいます。))。

これは、2016年12月1日にMLB球団及びMLB選手会との間で締結された「Collective Bargaining Agreement」(以下「CBA」といいます。))と呼ばれる労働協約で定められた「Major League Uniform Player's Contract」(以下「MLB統一契約書」といいます。))の条項に根拠があります。すなわち、MLB統一契約書のGovernmental Regulation-National Emergencyの条項において、「MLB

⁵ 公表されている野球協約は、2017年度版までとなっています。

⁶ 本年度も、2021年度の全保留者名簿の公示がなされ、132名の選手が自由契約選手となっています。

⁷ 公表されている統一契約書様式は、2017年度版までとなっています。

⁸ 道垣内正人=早川吉尚編著『スポーツ法への招待』(ミネルヴァ書房、2011年)279頁〔川井圭司執筆部分〕。

⁹ Kurt Badenhausen, Highest-Paid MLB Players 2020: Pandemic Slashes Wages For Baseball's Elite (Aug. 7, 2020).

<https://www.forbes.com/sites/kurtbadenhausen/2020/08/07/top-earning-mlb-players-pandemic-slashes-wages-for-baseballs-elite/?sh=43240176782d>

の試合が実施されない国家的な緊急事態においては、コミッショナーが統一契約書の運用を一時停止する権限を持つ旨規定されており¹⁰、当該規定に基づき、2020年のシーズン中にMLB球団とMLB選手会との間で1ヶ月以上に亘る協議が行われ、最終的に63%の一律減額で合意されるに至っています。

これに対して、日本のプロ野球においては、MLB統一契約書とは異なり、野球協約及び統一契約書上、新型コロナウイルスの影響で試合が開催できなかった場合に年俵を減額できる明確な根拠となる規定は存在しません。そのため、NPBにおいてはMLBと異なり2020年度の選手の年俵は減額されず、各球団としては、2020年のシーズン中の試合数削減の影響は、来年度の年俵に反映せざるを得ない状況となっています。そして、新型コロナウイルスの蔓延状況の収束が見えない中で、2021年のシーズンにおいて試合が開催できない事態が生じることが懸念されますが、MLBと異なり、野球協約及び統一契約書上、減額の根拠となる規定が存在しない以上は、今年の契約更改で合意された来シーズンの年俵は、原則として減額されないこととなります。そのため、今年度の契約更改は、2020年における経営状態を反映すると共に、2021年の試合数減少等の事態が発生するリスクを分配する内容となっているため、球団及び選手間の交渉は非常に難しいものとなっています。

この点に関しては、野球協約上、個別の統一契約書において、野球協約及び統一契約書の条項に反しない範囲で、特約条項を規定することが可能ですので(野球協約47条)、理論的には、例えば、MLBのように来シーズンの試合数に按分して年俵を減額する旨の特約条項(以下「本件減額条項」といいます。)を設けること等の対応が考えられます。もっとも、上記の通り、MLBにおいてもMLBと選手会との間で相当長期間の議論がなされた末に本件MLB減俸が合意に至っており、本件減額条項を設けようとするれば選手側からの強い反発が予想されること、実際に日本プロ野球選手会からも本要望書の提出等により牽制を受けている状況等に鑑み、球団側は慎重な対応を行っているものと考えられます。

3. 独占禁止法上の留意点

上記2.の通り、球団としては、2020年の経営状態を反映させて年俵の減額提示をすること、野球協約・統一契約書上の手当がない中で2021年の試合数減少等の事態が発生するリスクを避けるために本件減額条項を設ける等の対応(以下「本件減額対応」といいます。)を検討している状況と考えられますが、このような状況下における年俵交渉において、優越的地位にある球団が課す制度・義務等が選手に対して不当に不利益を与える場合には、独占禁止法上問題となり得る点に留意する必要があります。すなわち、本報告書においては、プロ野球選手のような「個人として働く」役務提供者¹¹に対して取引上の地位が優越している発注者が、役務提供者に不当に不利益を与える場合に、優越的地位の濫用(独占禁止法2条9項5号)の観点から、独占禁止法上問題となり得ると指摘されています。

この点に関し、独占禁止法2条9項5号ハでは、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に」、「取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること」が、優越的地位の濫用に該当すると定められています¹²。そして、取引上の地位が相手方に優越している事業者による対価の決定が、優越的地位の濫用に該当するか否かの判断に当たっては、「対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか」などといった点が考慮されるとされており¹³、また、「対価が取引条件の違いを正当に反映したものであると認められる場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とならない」とされており¹⁴。

そのため、例えば、球団側が選手に対して、選手との十分な協議を行わず、一方的に、選手契約に本件減額条項を盛り込むことに合意しない場合は選手契約を締結しない(自由契約とする)旨を通告し、選手が自由契約となることを回避するために球団側の要求を受け入れざるを得なかったと評価されるような場合や、試合数の減少を理由とした減額金額が著しく高額であり、試合数の減少(及びその影響による収益の悪化)という状況を正当に反映したものといえないような場合は、球団側の対応は優越的地位

¹⁰ MLB統一契約書11条。

¹¹ 本報告書6頁。

¹² 公正取引委員会作成に係る「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」(2017年6月16日改正)(以下「優越ガイドライン」といいます。https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yyuetsutekichii.pdf)では、「取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対して、一方的に著しく低い対価・・・での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる」(優越ガイドライン21頁)、「取引上の地位が優越している事業者が、一方的に、取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合に、当該取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるときは、優越的地位の濫用として問題となる。」(優越ガイドライン25頁)と記載されています。

¹³ 優越ガイドライン22頁。

¹⁴ 優越ガイドライン22頁。

の濫用に該当する可能性がある点には留意する必要があると考えられます。

一方で、例えば、本件減額対応に当たって選手との間で十分な協議が実施されており、且つ、減額金額が当該シーズンの個人成績等も考慮された合理的なものである場合は、球団の対応は優越的地位の濫用に該当しない可能性が高いと思われます。

以上より、球団が年俵交渉において本件減額対応を行う場合には、優越的地位の濫用に該当するリスクに十分に配慮する必要があることから、法律の専門家の判断を仰ぎつつ、慎重に年俵交渉に対応することが望まれます。

4. 選手代理人制度について

選手代理人制度とは、プロ野球選手が球団との間における選手契約その他選手らと球団との間の権利関係に関する交渉を行う際に、選手から委任を受けた代理人がこれを行う制度をいいます。

MLB では、メジャー契約の選手 1200 人に対して、選手代理人は 300 人から 400 人存在するとされています¹⁵。1 人の選手代理人が複数の選手を担当していることを考えると、多くのメジャー選手に選手代理人がついていると考えられます。MLB では、選手代理人として MLB 球団と交渉等を行うためには、MLB 選手会から認証された MLB 選手会公認代理人の資格を取得する必要があります¹⁶、弁護士資格のある者が活動している場合が多く、現在、MLB の第一線で活躍しているエージェントは、弁護士資格を有しているか、少なくとも米国のロースクールで法律学を学んでいる場合が多いとされています¹⁷。

他方で、日本では、2000 年にプロ野球選手の代理人制度が導入された際に、球団側が、①選手代理人は日本弁護士連合会所属の日本人弁護士に限ること、②1 人の選手代理人が複数の選手を代理することは認めないこと等を導入の条件としたことから、現在、選手代理人を選任しているプロ野球選手は多くないのが実状とされています¹⁸。

上記 1. の通り、日本プロ野球選手会が本要望書において、選手に対する経営資料の開示と丁寧な説明等を求めています。プロ野球選手が経営に関する知識経験に乏しいこと、球団からの提示額が仮に経営状況を反映した適切な金額であったとしても、減額提示を受けた選手としては冷静な判断ができない場合もあることを考えると、選手側から合理的な判断資料を提供しつつ、冷静に事務的な交渉を実現できる選手代理人が存在することが、球団及び選手の双方にとって望ましい場合が多いと考えられます¹⁹。

¹⁵ <https://www.sponichi.co.jp/baseball/news/2020/06/12/kiji/20200611s00001007520000c.html>

¹⁶ CBA ARTICLE IV、2019 年 12 月 4 日付「MLBPA Regulations Governing Player Agents」Section 3、Section2(C)参照。

¹⁷ 例えば、シアトル・マリナーズ所属の菊池雄星選手を担当しているエージェントのスコット・ボラス氏(Boras Corporation 所属。過去には松坂大輔選手を担当)は弁護士資格を有しています。また、ミネソタ・ツインズ所属の前田健太選手、シカゴ・カブス所属のダルビッシュ有選手及びタンパベイ・レイズ所属の筒香嘉智選手を担当しているエージェントのジョエル・ウルフ氏(Wasserman 所属)は、Loyola Law School で法律学を学んでいたとされています。

¹⁸ 日本プロ野球選手会公式ホームページ参照(<http://jpbpa.net/system/problem.html>)。これに対して日本プロ野球選手会は、同ホームページにおいて、①MLB 選手会公認代理人及び選手会が実施する選手代理人資格試験に合格した者にも選手代理人資格を拡大すべきこと、②代理人交渉ノウハウを蓄積した弁護士の選手代理人が少なく、代理人選択の自由が害されてしまうこと等から、複数の選手を代理することを解禁すべき等の提言・要望を行っています。

¹⁹ この点に関しては、(i)年俵交渉において、マイナス面を含めて選手の実績を取り上げられつつ冷静に交渉を進めることは選手にとって容易ではないが、選手代理人が交渉を担えば良い成績も悪い成績も事務的に交渉のテーブルに載せて交渉に集中することができるため、選手・球団側の双方にとってメリットがある、(ii)球団側も選手と直接話すより冷静に話し合えるので良いと前向きに捉える球団担当者も存在する旨が指摘されています(道垣内＝早川編著・前掲 167 頁など)。

5. おわりに

以上の通り、新型コロナウイルスの影響により、プロ野球における本年度の年俵交渉は、2020年の経営状況の反映、来シーズンの試合数減少のリスク分配等の点で、球団と選手の双方にとって、例年にはない難しい問題が生じています。

また、上記の通り球団と選手との間の交渉について独占禁止法の適用が肯定されるに至っていますが、米国では反トラスト法(米国における独占禁止法)の適用により、選手の移籍の自由が拡大し、その結果、米国のプロスポーツの発展・拡大に繋がっているという歴史的背景があり²⁰、また、昨今では公正取引委員会も日本のプロスポーツ界に積極的に介入する姿勢を見せています²¹。そのため、今後の年俵交渉においては、公正取引委員会の動向等にも注視しながら、独占禁止法の観点で踏まえた交渉を行うことが、日本のプロ野球界の発展・拡大という観点からも重要になってくると思われれます²²。

このような動向等を踏まえると、今後のプロ野球における球団側の法律の専門家の役割や選手代理人としての弁護士の役割は、益々大きくなっていくと考えられます。



ひらお かく
平尾 覚

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k_hirao@jurists.co.jp

公正取引委員会、証券取引等監視委員会をはじめとする国内当局対応、行政機関との紛争対応、企業不祥事対応、訴訟対応のほか、国際カルテルやFCPA事案等への対応その他海外当局による捜査/調査対応等を手掛ける。



いなぎ ひろのり
稲垣 弘則

西村あさひ法律事務所 弁護士
h_inagaki@jurists.co.jp

2010年弁護士登録。2017年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2018-2020年パシフィックリーグマーケティング株式会社出向。同社でのスポーツビジネスにおける実務経験を活かしつつ、スポーツビジネスに関与する日本企業やスタートアップを含めたあらゆるステークホルダーに対してアドバイスを提供している。



きたずみ としき
北住 敏樹

西村あさひ法律事務所 弁護士
t_kitazumi@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。入所以来、危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事。危機管理分野では、品質不正、会計不正、金商法違反等の種々の事案について、事実調査やマスコミ・当局等への対応に関する助言を行っている。また、近時はスポーツ・プラクティス分野の案件にも携わっており、スポーツビジネスに関与する企業・スポーツ団体・選手へのアドバイスを提供している。

²⁰ 川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』(成文堂、2003年)9頁。

²¹ 例えば、公正取引委員会は、2020年11月5日付で、事業者団体であるNPBが、いわゆる「田沢ルール」と呼ばれる申合せを構成事業者である12球団と行い、12球団に対して特定の選手との選手契約を拒絶させている疑いがあり、当該行為が共同の取引拒絶(独占禁止法8条5号、一般指定1項1号)に該当するおそれがあったことから、審査を行っていた旨を明らかにしました(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201105.html>)。なお、公正取引委員会は、NPBより上記申合せを廃止するなどの改善措置を自発的に講じた旨の報告を受け、独占禁止法違反の疑いが解消されたことを確認し、審査を終了しています。

²² 公正取引委員会は、2019年6月17日付で公表した「スポーツ事業分野における移籍制限ルールに関する独占禁止法上の考え方について」において、「独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進することにより、消費者利益の確保や経済の活性化を実現しようとするものである。そのことは、スポーツ事業分野についても同様」と明言しています(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190617_files/190617.pdf)。現状では、上記脚注21記載の事例など、スポーツ統括団体等が定める移籍制限ルール等への注目が高まっていますが、今後、各スポーツの球団・チームと選手間の契約内容についても注目度が高まることが予想されます。今後、各スポーツ界において、各球団・チームが独占禁止法を遵守することで、各スポーツ界における「公正かつ自由な競争」が維持・促進され、各スポーツ界の健全な発展に繋がることになると考えられます。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>